

社会教育施設使用料の減免について

◎社会教育施設使用料の改定に伴う減免対象団体の見直し

公共施設の利用について、公平性を保つため、適正な受益者負担になるよう見直しを図り、公共施設の適正な維持管理を進めるため、社会教育施設使用料を改定します。

それに伴い、減免対象であった団体の取扱いについても見直します。今まで免除となっていた団体も通常料金の50%相当額の使用料をご負担いただきます。

◎施行期日

使用料及び減免規程の改定：令和6年4月1日～

◎使用料の減免対象

下記の団体が使用する場合は、条例等で定める料金表の減免団体に該当するため、下記の表のとおり、使用料を減額または免除します。

【免除・減額団体等】

No.	利用団体の区分	取扱い
1	国、県	1/2 減額
2	御前崎市、教育委員会、市内の高等学校、市内の中学校（学校組合含）、小学校、幼稚園、保育園、認定子ども園（校長、園長の申請による場合のみ対象）	免除
3	地区センター	免除
4	町内会	免除
5	社会福祉協議会	免除
6	御前崎市スポーツ協会（各専門部及びスポーツ少年団）	1/2 減額
7	御前崎市文化協会（各専門部）	1/2 減額
8	社会教育関係支援団体（社会教育学級・家庭教育学級・ボーイスカウト・ガールスカウト）	1/2 減額
9	その他教育委員会の関連団体（伝統文化親子教室）	1/2 減額
10	社会教育施設指定管理者	免除